

日常生活用具一覧

(介) は介護保険対象種目・(非) は非課税対象種目)

種目		対象者	性能	耐用年数	基準額		
介護・訓練支援用具	肢体	特殊寝台 (非) (介)	18歳以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000	
	肢体的	特殊マット (介)	原則として3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害1級のもの(常時介護を要する者に限る。)又は療育手帳の交付を受けているもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600	
	肢体	特殊尿器 (非) (介)	原則として学齢児以上であって、下肢又は体幹機能障害1級のもの(常時介護を要する者に限る)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000	
	肢体	入浴担架 (介)	原則として3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの(入浴に介護を要する者に限る)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400	
	肢体	体位変換器 (非) (介)	原則として学齢児以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る)	介助者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000	
	肢体	移動用リフト (非) (介)	原則として3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	介護者が障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	159,000	
	肢体	訓練いす (児のみ)	原則として3歳以上の児童であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100	
	肢体	訓練用ベッド (児のみ)	原則として学齢児以上の児童であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200	
自立生活支援用具	肢体	入浴補助用具 (介)	原則として3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は、介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	90,000	
	肢体	便器 (介)	原則として学齢児以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの(児童にあつては手すり付きのものに限る)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	手すり有	8年	9,850
				手すり無	4,450		
	身体	T字状・棒状のつえ (非)	18歳以上であって、平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有するもの	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの(夜光材付とした場合は410円(全面夜光剤付とした場合は、1,200円)増しとすること。価格は1本当りのものであること。外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること)	木材	3年	2,200
					軽金属	3,000	
	平衡肢体	移動・移乗支援用具 (介)	原則として3歳以上であって、平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000	
平衡肢体	頭部保護帽 (非)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有するものであって頻繁に転倒する障害者(児)	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	オーダーメイド	3年	15,200	
				レディーメイド		12,160	
知的精神	療育手帳または精神障害者手帳を所持し、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの		オーダーメイド(プラスチック)		36,750	
				レディーメイド(プラスチック)		29,400	

種目		対象者	性能	耐用年数	基準額	
肢体的	特殊便器	原則として学齢児以上であって、上肢機能障害2級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200	
身体的精神	火災警報器	障害種別に関わらず、火災発生の感知及び非難が著しく困難なもの（単身世帯、およびこれに準ずる世帯に限る）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500	
身体的精神	自動消火器	障害種別に関わらず、火災発生の感知及び非難が著しく困難なもの（単身世帯、およびこれに準ずる世帯に限る）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火しうるもの	8年	28,700	
視覚的	電磁調理器	18歳以上であって、視覚障害2級以上のもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000	
視覚	歩行時間延長信号機用小型送信機（非）	原則として学齢児以上であって、視覚障害2級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	7,000	
聴覚	聴覚障害者用屋内信号装置（非）	18歳以上であって、聴覚障害2級以上のもの（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400	
在宅療養等支援用具	じん臓	透析液加温器（非）	原則として3歳以上であって、じん臓機能障害3級以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	身体	ネブライザー（吸入器）	原則として学齢児以上であって、呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	身体	電気式たん吸引器	原則として学齢児以上であって、呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	身体	酸素ボンベ運搬車	18歳以上であって、呼吸器機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
	身体	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害及び心臓機能障害児・者であって、呼吸管理上必要と認められるもの	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	5年	46,000
	視覚	盲人用体温計（音声式）（非）	原則として学齢児以上であって、視覚障害2級以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	視覚	盲人用体重計（非）	原則として学齢児以上であって、視覚障害2級以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	18,000
音声言語肢体	携帯用会話補助装置（非）	原則として学齢児以上の音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	98,800	
身体	情報・通信支援用具（コンピューター周辺機器、アプリケーションソフト）	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が困難な身体障害者	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が補助でき、障害者が容易に使用し得るもの	パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	5年	100,000
視覚		視覚障害者でパーソナルコンピュータのディスプレイ装置による表示を確認することが困難なもの	パーソナルコンピュータのディスプレイに表示される文字を音声に変換し音声装置に出力できるもの	音声化ソフト		
		音声ガイド、文字拡大機能等視覚障害者の利用に配慮したもの	視覚障害者用ワープロソフト			
		パーソナルコンピュータへの点字による文字入力をキーボードから入力できるもの	点字処理システム			
		文字、画像等を読み取り、文字を認識するソフト、画像を拡大するソフト等に情報を出力できるもの	スキャナー装置			

種目		対象者	性能	耐用年数	基準額		
情報・意思疎通支援用具	視覚	点字ディスプレイ (非)	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者 (原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級) の身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500	
	視覚	点字器 (非)	視覚障害を有する障害者 (児)	触覚で識別できる凸点を組み合わせ、構成される点字を打つために、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの (価格には点筆を含む)	標準型	7年	10,400
					携帯用	5年	7,200
	視覚	点字タイプライター (非)	視覚障害2級以上のもの (原則として、本人が就労もしくは就学しているか又は、就労が見込まれる者に限る)	障害者 (児) が容易に使用し得るもの	5年	63,100	
	視覚	視覚障害者用ポータブルレコーダー (非)	原則として学齢児以上であって、視覚障害2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	録音再生用	6年	85,000
				音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	再生用		35,000
	視覚	視覚障害者用活字文書読上げ装置 (非)	原則として学齢児以上であって、視覚障害2級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者 (児) が容易に使用し得るもの	6年	99,800	
	視覚	視覚障害者用拡大読書器 (非)	原則として学齢児以上であって、視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等) の上に置くことで、簡単に拡大された画像 (文字等) をモニターに映し出せるもの	8年	198,000	
	視覚	盲人用時計 (非)	原則として学齢児以上であって視覚障害2級以上のもの (音声時計は手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なものを原則とする)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読用	10年	10,300
					音声用		13,300
	聴覚 音声 言語	聴覚障害者用通信装置	原則として学齢児以上であって、聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者 (児) が容易に使用し得るもの	5年	71,000	
	聴覚	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者 (児) であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者 (児) が容易に使用し得るもの	6年	88,900	
	音声	人工喉頭 (非)	喉頭摘出による音声機能障害を有する者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。気管カニューレ付とした場合は、3,100円増しとすること	笛式	4年	5,000
				顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式	5年	70,100
身体	福祉電話 (貸与) (非)	聴覚障害者又は外出困難な身体障害者 (原則として2級以上) であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの (障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	—	貸与		
身体	ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能もしくは言語機能障害3級以上であって、電話では意思疎通困難であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの (障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	—	貸与		
	視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用) (非)	岐阜県図書館、視覚障害者生活情報センターぎふ等に設置					
視覚	点字図書 (非)	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害者 (児)	点字により作成された図書。点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額を支給				

種目		対象者	性能	耐用年数	基準額			
排泄管理 支援用具	ぼう こう 又は 直腸	ストマ装具（消化器系）（非）保護剤・ベルトは課税対象	ぼうこう又は直腸機能障害であって、ストマを造設しているもの 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋等（ラテックス製又はプラスチックフィルム製）及び付属品とする ※付属品：皮膚保護剤ペースト/パテ、皮膚保護剤パウダー、皮膚保護剤ウエハー、コンベックス・インサート、フィルムドレッシング剤・テープ剤、皮膚被膜剤（スキンバリア）、粘着剥離剤（リムーバー）、皮膚洗浄剤、ガーゼ・脱脂綿、消臭剤（粉末、錠剤、液体、シート等）、潤滑剤、凝固剤、ストマ用ベルト、ストマレッグバッグ（レッグバッグベルト含む）、ナイトドレーナージバッグ、ストマ袋カバー、ストマ用ハサミ・フレンジカッター、ストマ用腹帯・サラシ・オストミーパンツ、入浴補助用具、浣腸用具 直腸機能障害 2ヶ月分 ぼうこう機能障害 2ヵ月分	—	17,716			
		ストマ装具（尿路系）（非）保護剤・ベルトは課税対象			23,278			
	肢体 ぼう こう 又は 直腸	紙おむつ等（ストマ装具使用者は、支給対象外） ※次の何れかの物 ア．紙おむつ イ．洗腸用具 ウ．サラシ、ガーゼ等衛生用品	3歳以上であって、次の何れかに該当する者 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等を必要とする医師の意見書がある者 イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所若しくは指定自立支援医療機関又は保健所の判定により紙おむつ等の用具類を必要とするもの		紙おむつ 2ヵ月分	24,000		
					サラシ・ガーゼ・脱脂綿 2ヵ月分	24,000		
					洗腸装具	6ヵ月	12,000	
	肢体	収尿器	脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、必要とするもの		採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの（ラテックス製又はゴム製）	1年	普通型（男）	7,700
					耐久性ゴム製採尿袋を有するもの		簡易型（男）	5,700
							普通型（女）	8,500
					ポリエチレン製の採尿袋導入ゴム管付		簡易型（女）	5,900
	住宅改修費	肢体	居室生活動作補助用具		原則として学齢児以上であって、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有し、障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の児・者） 障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、次に掲げる居室生活動作補助用具の購入費及び改修工事費 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 前各号に掲げるもののほか、住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	—	200,000 (原則1回を限度とする)	

(注)
 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし装置及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
 3 情報・通信支援用具については、年度内の分割給付を可能とする。耐用年数については、それぞれの用具の給付決定日から5年とする。